

各委員からの取組についての意見

資料 2

意見	方針 番号
6学年の体育(保健領域)で学ぶ「喫煙の害」において、医療機関等の専門家から学ぶ機会を設ける。	1
喫煙のリスクについては、関係機関との連携も視野に、小学校段階でしっかり学ぶ機会を設ける。	1
子どもが受動喫煙をうけないために自分自身で考えるよう指導することも必要であり、子どもが学習する機会に保護者に一緒に検討いただくことは家庭への啓発にもなりうる。	1
団体で行うイベントで受動喫煙防止について内外に対し啓発活動を行う。	1
行政での啓発資材の作成	1
健康教育や禁煙指導の強化	1
事業者向けの改正健康増進法の概要や支援制度の説明会の開催	1
受動喫煙対策の実施率が低い業界に向けた周知啓発(啓発資材の作成配布等)	1
団体で開催する研修会での周知や事業場への健診結果に啓発資材を同封し周知する。	1
残留受動喫煙ともよばれる「三次喫煙」について周知	1
「加熱式たばこ」の健康上のリスクについて周知	1
子育て支援の場でわかりやすいチラシを掲示する。	1
受動喫煙と三次喫煙の子ども(特に乳幼児)への被害について周知する機会を設ける。	1
たばこの煙の害にさらされることを拒否することができる子ども権利があることを、小学校1年生から伝えてほしい。(家庭内での受動喫煙防止に向けて)	1
団体で行うイベントを通じた市民への普及啓発活動	1
医療機関や学校等で配布できる簡潔で統一化された啓発資材の作成	1
団体のHPにおいて、喫煙による健康への影響について市民周知	1
各区で行われる健康フェアなどでの講話の実施	1
札幌市受動喫煙防止対策ガイドラインのさらなる周知	1
団体で行うイベントを通じた市民への普及啓発活動	1
団体会員に対する受動喫煙に関する情報提供	1
受動喫煙防止に向けた取組マニュアルなどの作成・提供	1
公園など子どもが利用する屋外施設での受動喫煙対策の推進	2
地域の公共の場所の禁煙化	2
喫煙する際には周囲に十分配慮する。	2
子どもの火傷の危険もあり、歩きたばこや吸い殻のポイ捨ての禁止の呼びかけを強化。携帯灰皿等の利用も進める。	2
市内全域での歩きたばこの禁止を条例として進めてほしい。	2
子どもを受動喫煙から守るための行動を促すため、配慮の具体策を周知する。(家庭内の居室や車内、学校や登下校の道路、公園、遊園地、小児科周辺など)	2
子どもが集まる公園や地域のイベントなどでの禁煙の協力	2
子どもにとっての歩きたばこの危険について周知	2
団体で行う飲酒を伴う懇親会会場の禁煙化 地域との交流の場(子どもが参加するようなイベントなど)において喫煙を控える。	2.3

屋内禁煙施設においては、休日や営業時間外であっても禁煙を厳守する。	3
団体会員や従業員に対する禁煙支援(研修会等を通じて禁煙を促す)	3
屋外の事業場でも、20歳未満の従業員や非喫煙者が受動喫煙にあわないう、喫煙可能エリアを明確化	3
健康企業宣言(企業が健康に関する取組を独自に行う)の推進	3
敷地内でも屋外に灰皿を設置しない(コンビニの一角など)	4
吸う人全てが悪ではなく、喫煙者のことをも考える必要があります。受動喫煙防止には大賛成ですが、「禁煙ではない店」と表示することを義務づけて、受動喫煙を防止する取組も必要です。規制でしぼるのではなく、お客様にお店を選ぶ選択肢を与え、たばこが嫌な人はその店を使わなければよいのです。	4
飲食店の受動喫煙対策状況(禁煙、分煙など)がわかる店頭表示ステッカーを推進してほしい。喫煙者、非喫煙者双方が店を選びやすい。	4
子どもや妊婦が安心して入れる禁煙の店のステッカーの作成	4
屋外で喫煙場所を出入口に設置しているところもあり、通行人がたばこの煙に晒されている状況がみられるため、正しい周知が必要	4
団体で主催するイベント等での喫煙、非喫煙エリアの区分け(喫煙ブースの設置)	4
患者に対する禁煙勧奨実施、行政による禁煙勧奨マニュアルの作成	5
禁煙支援教材の活用	5
市職員に対する禁煙勧奨	5
街中の喫煙所等のインフラ整備 喫煙できる場所を設置することで、屋外での喫煙から隔離した場所での喫煙に流れを変えるべきではないか。やみくもに受動喫煙を叫ぶより、喫煙場所の提供も検討すべきではないかと思う。 ⇒喫煙所の設置については、宣言に関して部会で検討いただく中で方針を決定することはできないため、庁内で共有し今後の施策の参考とさせていただきます。	
受動喫煙防止の取組は、市民の健康を守る観点と、喫煙者と非喫煙者の二つの権利を守る共生の活動でもあり、決して強権的にならない配慮が必要だと思う。 ⇒今後の受動喫煙対策の推進において、参考とさせていただきます。	
「受動喫煙を拒否する権利」をさっぽろ受動喫煙防止宣言に明記する。(喫煙者は、非喫煙者からたばこを吸わないう求められた際にそれに応じなければならない) ⇒宣言は、市民の権利を制限したり市民の義務を課す等の法定拘束力はありません。	
「健康さっぽろ21(第2次)中間評価と今後の推進」の35ページ、図表Ⅱ-2-16(受動喫煙の機会を有する人の割合)のデータについて、具体的な状況を示してください。 ⇒中間評価にあたり、「健康づくりに関する市民意識調査」を実施しています。設問は、家庭や職場、飲食店などの場所ごとに、自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会(受動喫煙)がこの1か月間にどの程度の頻度で起こっていたかを問うものとなっています。個々の具体的な状況(飲食店で隣のテーブルに喫煙者がいた等)については、設問に含まれておりません。	
さっぽろ受動喫煙防止宣言後には、所属団体を通じて呼びかけをしていくことは可能ですが、まずは札幌市として宣言いただかない限り行動には入れません。 ⇒受動喫煙対策部会の皆さまにご検討いただき、札幌市と札幌市民・事業者等・関係機関が一体となり、令和2年4月に宣言することを目指しております。	
「受動喫煙は子どもが危険」という認識を持っている人が少なく、「禁煙」というより「子どもを守ろう」という表現の方がインパクトがあると思います。 ⇒今後の検討において、参考とさせていただきます。	
がん検診等の問診票の項目にある喫煙に関するアンケート結果の集計・分析・報告等 ⇒がん検診の所管にも情報提供し、今後の施策の参考とさせていただきます。	
喫煙者、非喫煙者双方を交えた討論会 ⇒今後の受動喫煙対策の推進において、参考とさせていただきます。	